

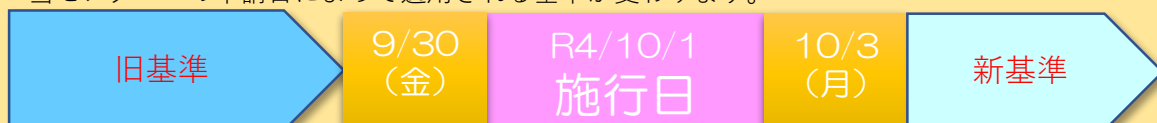
# R4/10/1の改正※<sup>1</sup>により フラット35Sの評価基準が変わります。

※1：改正内容は以下のアドレスよりご確認ください。  
<https://www.flat35.com/files/400360184.pdf>

旧基準で設計検査(竣工済特例含)を申請される場合は、R4/9/30(金)までにしてください※<sup>2</sup>。  
R4/10/3(月)以降に受付の場合は、新基準が適用されますのでご注意ください。

※2：オンライン申請の場合は、9/30(金)17時までに“本申請”された物件は、旧基準で受付します。“事前申請”ではありませんので、ご注意ください。

当センターへの申請日によって適用される基準が変わります。



R4/10/3以降の設計検査申請の物件については、新様式をご利用ください。（新しい申請書等の様式については、フラット35 ホームページをご確認ください。）

その他、改正については、フラット35のホームページをご参照ください。  
[https://www.flat35.com/topics/topics\\_20220218.html](https://www.flat35.com/topics/topics_20220218.html)